

## 令和7年度佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター警備業務委託仕様書

この仕様書は、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター警備業務の委託契約において、受託者が履行しなければならない業務について、必要な事項を定めるものである。

この仕様書に基づく作業は、大要を示すものであり、作業の実施に当たっては、施設の秩序維持、災害、盗難の防止について最適の方法で行うものとする。

- I 業務履行場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地  
佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター
- II 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### III 業務内容

#### 1 実験研究棟機械警備、巡回警備

##### (1) 機械警備

###### ① 機械警備対象

機械警備の対象は、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター（以下、「研究センター」という。）実験・研究棟内の1階事務室及び所長室とする。（図-1のとおり）

###### ② 業務要領

ア 受託者において、図-1のとおり警報機器類及びセンサー類を取り付けること。

イ 盗難の警報並びに施設の自動火災報知装置及び中央監視装置の警報を受託者に送信すること。

ウ 上記警報を受信した場合は、速やかに現場に駆けつけ、異常の有無を確認し、必要に応じて緊急時の連絡先へ連絡し、指示を受けること。

エ 異常発生時の状況については、警備報告書を施設管理者へ提出すること。

オ 宿泊棟常駐警備の受託業者の警備員、または宿泊施設の宿泊者からの異常通報への適切な対処

###### ③ その他

ア 窓・扉に設置する機器類は、窓・扉と同色若しくは同系色を使用することとし、機器類の配置平面図を施設管理者へ提出するものとする。

イ 機器の費用、取り付けにかかる費用及び通信料は受託者の負担とする。

ウ 本業務の実施にあたり、現受託者との調整による機器設置工事等の日時により、契約内容・本業務開始を協議する場合がある。

##### (2) 巡回警備

###### ① 警備対象

巡回警備の対象は、研究センター実験・研究棟、宿泊棟及びその敷地全般とする。

(図-2～3のとおり)

② 業務の内容

業務の内容は下記のとおりとする。

- ア 施設内の徘徊者、不審者、潜伏者、不法侵入者等及び不審物の発見及び適切な処置
- イ 隣接地帯より波及する危険性の防止
- ウ 消灯及び窓、扉等の施錠状況の確認と処置
- エ 現金、物品、建造物、器具、重要書類等の火災、盗難・毀損行為の防止
- オ 残務者の確認

③ 業務の時間等

ア 警備時間及び巡回回数は下記のとおりとする。(図-2～3参照)

・平日

夜間(22:00～翌08:30)の間 2回(不定時)

・土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

昼間(08:30～20:00)の間 1回(不定時)

夜間(20:00～翌08:30)の間 2回(不定時)

イ 適切な警備体制をとるため、本部巡察員による巡察を不定日時に行う。

ウ 図-2～3で示す巡回は、朱書きで示す場所を巡回することとしているが、順路及び順序は問わない。

(3) 業務の報告

日々の業務終了後、状況を記録した警備報告書を作成し、委託者へ提出するものとする。

(4) 警備員の資格等

- ① 警備員は、警備業法(昭和47年法律第117号)上の要件を満たす者とし、警備業務に万全を期し遺漏なく誠実に業務を実施しなければならない。
- ② 受託者は、あらかじめ警備員(予備員を含む)の氏名及び年齢を記載した名簿を施設管理者へ提出しなければならない。
- ③ 受託者は、業務の実施時間中、警備員に対し、来訪者等との区別を明確にした清潔かつ端正な服装を着用させなければならない。

(5) 鍵の取り扱い

受託者は、委託者から預託された鍵を厳重に保管し、許可なく複製してはならない。また、業務期間終了時には返却するものとする。

## 2 宿泊棟常駐警備業務

### (1) 業務概要

#### ① 常駐警備対象

常駐警備の対象は、研究センターの宿泊棟とする。(図-4のとおり)

#### ② 勤務日及び勤務時間

勤務日は、宿泊棟において宿泊利用者がある日とし、勤務時間は下記のとおりとする。

- ・通常日(翌日研究センター営業日)：17時30分から翌8時30分まで(15時間)
- ・延長日(翌日研究センター休所日)：17時30分から翌10時30分まで(17時間)

※営業日：祝祭日、年末年始(12/29-1/3)を除く月曜日から金曜日

ただし、研究センターの業務の都合上勤務時間に変更になる場合がある。その際に延長となった時間分の対価については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。なお、警備員の勤務体制は、原則として、別紙「警備員勤務体制表」のとおりとする。

勤務日数は、最大で延べ180日程度であるが、研究センターの実験装置の運転状況等により、これより少なくなることがある。

研究センターは、各月の勤務予定について、前月の15日までに受託者あて予定表を送付することとし、変更があった場合は、原則として勤務日の6日前までに受託者あて連絡するものとする。

#### ③ 常駐場所

警備員の常駐場所は、宿泊棟1階の管理室とする。

#### ④ 配置人員

常駐警備業務 1名

#### ⑤ 業務の内容

業務の内容は下記のとおりとする。

- ア 宿泊棟の出入り者の確認(宿泊者は、研究センターが貸し出したカードにより、出入口を開錠)
- イ 自動火災報知設備、火災通報装置の監視、操作
- ウ 火災通報装置操作時、及び自動火災通報装置の発報時(実験・研究棟での発報を含む)の関係者への通報
- エ 異常・危機事象の関係者への通報
- オ 危機事象発生時の避難誘導
- カ 安全を損なう行為、火気、その他異常の発見
- キ 宿泊棟の周りの巡回
- ク 不法侵入及び不法行為等の発見・排除・通報等の対応
- ケ 巡回時等に異常があった場合の対処及び関係者への通報
- コ 宿泊棟電気温水器リモコン監視

## (2) 業務の報告

日々の業務終了後、状況を記録した警備報告書を作成し、施設管理者へ提出するものとする。また、1か月間の警備員の勤務（時間）実績に関する報告書を作成し、翌月の10日までに提出するものとする。

## (3) 警備員の資格等

- ① 警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号）上の要件を満たす者とし、警備業務に万全を期し遺漏なく誠実に業務を実施しなければならない。
- ② 受託者は、あらかじめ警備員（予備員を含む）の氏名及び年齢を記載した名簿を施設管理者へ提出しなければならない。
- ③ 受託者は、業務の実施時間中、警備員に対し、来訪者等との区別を明確にした清潔かつ端正な服装を着用させなければならない。
- ④ 受託者は、警備員には、委託業務について十分対応できる能力と見識を有し、言語・動作に留意し、良識と良心に基づき誠実に職務を遂行する者を従事させるものとする。
- ⑤ 常駐警備の勤務がある場合は、勤務する警備員が本仕様書の2ページの「1-(2)-②及び③」に定める巡回警備業務を行うことができる。

## (4) 鍵の取り扱い

受託者は、委託者から預託された鍵を厳重に保管し、許可なく複製してはならない。また、業務期間終了時には返却するものとする。

## (5) 緊急時における対応

警備員は、常に警備本部との連絡を密にし、緊急時には迅速かつ的確に対応するものとする。特に挙動不審者を発見したとき又は事件、事故等が発生したときには、必要に応じ、警察署又は消防署に通報し被害の拡大防止に努めるものとする。

また、極めて緊急を要すると判断したときには、直ちに、甲に報告するものとする。

## IV その他

### (1) 法令等の遵守

乙は、作業の実施にあたり適用を受ける法令、基準等及び甲が定めた規則等を遵守しなければならない。

### (2) 安全の確保

乙は、業務の安全確保のため、業務計画を定めて、警備員にその周知徹底を図ること。

また、人、施設、備品等に危害又は損害を与えないよう万全の措置を講じること。

危害又は損害を与えた場合、ないしは、その恐れがある場合は、乙は直ちに甲に報告し、その指示を受けること。

(3) 必要経費

委託業務を遂行するために必要な経費は、受託者が負担するものとする。